

## 久留米市若年者の在宅ターミナルケア支援事業に関するQ&A(事業者向け)

番号	種別	質問内容	回答	掲載日
1	利用手続き	利用申請から承認にかかるまでの時間(期間)はどの程度でしょうか。	申請時に対象者の要件を確認し、要件を満たしていれば直ちに利用決定を行いますので、サービスの提供は、申請日(決定日)から可能です。	2019/4/17
2	対象サービス	サービスが3つに限定されているのは何故か？ (訪問介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	患者とその家族の負担軽減のために、比較的利用頻度が高いと思われるサービスを対象としています。  ※R3.4.1より訪問入浴が追加されました	2019/4/17
3	事業者登録	事業者登録後に、市から事業登録者証のようなものは交付しないのか？	本事業では、登録証は交付致しませんが、事業者登録の届出時に、久留米市で受付印を押印した届出書のコピーをお渡します。 なお、登録事業者の情報は、利用者からサービス事業者の紹介について、お問い合わせがあった時などに利用させていただく予定です。	2019/4/17
4	市民周知	市民への周知はどのような手段で行うのか？ (病院へ勤務している医師、看護師、MSWへも)	市民への周知にあたっては、市の広報誌やホームページを利用して広報します。また、病院医師、看護師、MSWに対しましては、病院への訪問等による説明を予定しています。それらの取組を通じて、対象となる方へ本事業の周知も図っていきます。	2019/4/17
5	説明会	病院に勤務しているMSW等に説明会の予定はあるのか？		
6	事業者と利用者の契約	利用される方と事業所の契約、重要事項説明書の取りかわしは必要ではないのか？誰が作成するのか？	ご質問のとおり、サービスの提供にあたっては、後々のトラブルを避けるために利用者との間で何らかの契約書の取り交わしは必要ではないかと考えています。契約の内容については定まったものはありませんが、今後、契約書様式のサンプルや契約に必要なと思われる項目につきましては、ご提示させていただきます。	2019/4/17

●この他に頂いたご質問につきましても、順次回答させていただきます。